

# BOATRACE 若船 かつぱくんカード 会員規約

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 かつぱくんカードの会員及び運営については、北九州市モーターボート競走キャッシュレス投票実施規程（以下「規程」という。）のほか、この規約の定めるところによります。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 運営者 北九州市公営競技局をいいます。
- 當場 ボートレース若松(カップ☆ピアを含む。)及び運営者が管理する場外発売場をいいます。
- かつぱくんカード 當場においてキャッシュレスサービス（電子マネーにより決済を行うものをいう。以下同じ。）を利用することができる者を識別するための情報等を電子的方式で記録した識別カードをいいます。
- かつぱくんカードサービス 勝舟投票券（以下「舟券」という。）の購入、払戻金及び返還金の交付並びに精算やポイントが付与され会員特典が受けられるキャッシュレスサービス、その他運営者が指定するキャッシュレスサービスをいいます。
- 電子マネー かつぱくんカードに運営者が認める電子的方式で記録された金銭的価値の額を電子情報化したものをいいます。
- チャージ 運営者が指定する方法で現金と引き換えにかつぱくんカードに電子マネーを設定し、又は積増しすることをいいます。
- ポイント 運営者が定める基準に基づき、かつぱくんカードに付与され、特典と交換することができる点数をいいます。
- キャッシュレス投票 規程第1条に規定するキャッシュレス投票は、かつぱくんカードを利用して、電子マネーで舟券を購入し、並びに電子マネーで払戻金及び返還金の交付を受けることをいいます。
- キャッシュレス投票端末機 規程第1条に規定するキャッシュレス投票端末機は、かつぱくんカードを利用して、キャッシュレス投票を行うことができる端末機であって、運営者が當場に設置したものをいいます。
- チャージ精算機 かつぱくんカードを利用して、電子マネーのチャージ及び精算を行うことができる端末機であって、運営者が當場に設置したものをいいます。

(運営)

第3条 かつぱくんカードサービスは、運営者が運営します。

(規約の変更)

第4条 運営者は、一定の予告期間をもって運営者所定の方法により会員に通知した場合は、この規約の全部又は一部を変更することができます。この場合において、予告期間内に会員が第11条の退会手続きをしないときは、会員はその変更を承諾したものとみなします。

## 第2章 入会及び退会等

(会員資格の条件)

第5条 会員資格を有する方は、この規約を確認し、この規約に規定する内容を遵守することに同意した個人で、運営者とキャッシュレス投票利用契約を締結した方とします。

2 次の各号のいずれかに該当する方は、会員になることはできません。

- モーターボート競走法(昭和26年法律第242号。以下「法」という。)第11条又は法第12条に規定する方
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの方若しくはその執行の免除を受けることのできない方
- 法人その他の団体(個人事業主を含む)
- 第12条の規定により会員資格を喪失したことがある方
- 既に会員であって二重に会員資格を得ようとする方
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる方
- 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められる方
- 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる方
- 暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる方
- 11 運営者が会員として不適当であると判断した方

(12) その他モーターボート競走の公正かつ安全な実施を妨げるおそれのある方  
(入会)

第6条 入会を希望する方は、運転免許証、健康保険等の被保険者証、旅券その他の身分を証する書類を提示して、運営者が別に定める利用申込書を運営者に提出し、運営者とキャッシュレス投票利用契約を締結しなければなりません。

2 運営者が前項の利用申込書の提出を受け付けた後、運営者が入会を適当と認め、キャッシュレス投票利用契約を締結した方が会員となります。

(かつぱくんカードの貸与等)

第7条 運営者は、会員1人につき1枚のかつぱくんカードを発行し、貸与します。

- 会員は、善良なる管理者の注意をもって、かつぱくんカードを使用し、又は管理しなければなりません。
  - 会員は、かつぱくんカードを受け取った際に、当該かつぱくんカードの所定欄に会員本人の署名を行わなければなりません。
  - かつぱくんカードは、会員本人以外は利用できません。
- (暗証番号)

第8条 会員は、かつぱくんカードの暗証番号を運営者に登録します。

2 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。  
(会員資格の有効期間)

第9条 会員資格の有効期間は、会員となった日から2年間とします。

(会員資格の有効期間の更新)

第10条 会員資格の有効期間が満了するまでの間に会員がかつぱくんカードサービスを利用した場合は、当該会員の会員資格の有効期間は、かつぱくんカードサービスを最後に利用した日から2年間が経過する日まで自動更新されます。

(退会等)

第11条 会員は、キャッシュレス投票利用契約を解約して退会しようとするときは、運営者所定の手続きを行わなければなりません。

2 前項の手続きの完了をもって退会となります。

(会員資格の喪失)

第12条 運営者は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、事前に会員に通知又は催告することなく、キャッシュレス投票利用契約を解約し当該会員の会員資格を喪失させることができます。

- 入会手続きに係る書類に虚偽の記載をして提出したことが判明した場合
  - 第5条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
  - 第24条各号のいずれかに該当する行為をしたと運営者が判断した場合
  - 規程及びこの規約に違反した場合
  - 前各号に定めるもののほか、運営者が会員として不適当であると認めた時
- 2 運営者は、次の各号に掲げる事由により、会員とのキャッシュレス投票利用契約を解約し、当該会員の会員資格を喪失させます。
- 会員資格の有効期間の満了
  - 会員の死亡
  - 第27条によるかつぱくんカードサービスの終了

(かつぱくんカードの返還)

第13条 会員は、会員資格を喪失した場合は、速やかにかつぱくんカードを運営者に返還しなければなりません。

## 第3章 利用範囲等

(利用範囲)

第14条 会員は、當場に限り、かつぱくんカードサービスを利用することができます。

(自己責任の原則)

- 第15条 会員は、自己がかつぱくんカードを利用して行った一切の行為及びその結果について一切の責任を負わなければなりません。
- 会員は、自己のかつぱくんカードサービスの利用に関して、問い合わせ、苦情その他の意見がある場合又は紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決しなければなりません。
  - 会員は、自己がかつぱくんカードサービスを利用して行った行為により、第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用をもって損害を賠償しなければなりません。
- (かつぱくんカードの提示)

第16条 会員は、かつぱくんカードサービスを利用する際に運営者が求めた場合は、かつぱくんカードを提示しなければなりません。

(かつぱくんカードの破損、汚損等の理由による再貸与等)

第17条 運営者は、かつぱくんカードの破損、汚損等の理由により会員が新たなかつぱくんカードの貸与を希望した場合で運営者が認めた場合に限り、当該破損、汚損等したかつぱくんカードと引き換えに、新たなかつぱくんカードを貸与します。

2 前項の規定により新たなかつぱくんカードが貸与された場合、運営者が所定の方法で確認できた当該破損、汚損等したかつぱくんカード内の残高（電子マネー及びポイント）は、新たなかつぱくんカードに引き継がれるものとします。

(かつぱくんカード喪失時の再貸与等)

第18条 運営者は、会員から紛失、盗難等によりかつぱくんカードを喪失した旨の届け出があった場合は、当該かつぱくんカードについて、使用停止の措置をとるものとします。

- 運営者は、第三者からかつぱくんカードを拾得した旨の届出があった場合、当該かつぱくんカードについて、使用停止の措置をとる場合があります。
- 前二項の場合において当該会員が希望した場合で運営者所定の手続を経た場合は、当該使用停止の措置を解除することができるものとします。
- 運営者は、紛失、盗難等によりかつぱくんカードを喪失した場合、会員が新たなかつぱくんカードの貸与を希望した場合で運営者が認めた場合に限り、新たなかつぱくんカードを貸与します。この場合において、新たなかつぱくんカードは、券面（デザイン）が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
- 前項の規定により新たなかつぱくんカードが貸与された場合、第1項及び第2項の使用停止の措置が完了した時点のかつぱくんカード内の残高（電子マネー及びポイント）は、新たなかつぱくんカードに引き継がれるものとします。ただし、運営者所定の方法による会員の本人確認が完了している場合に限りです。
- 会員が第1項の届け出をした時から運営者による使用停止の措置が完了する時まで在一定時間を要することを会員は了承するものとします。なお、運営者による使用停止の措置が完了するまでの間にかつぱくんカード内の残高（電子マネー及びポイント）を第三者により利用された場合その他何らかの損害が生じた場合、運営者は一切の責任を負いません。
- 第4項の新たなかつぱくんカードの貸与の後、会員が紛失、盗難等により喪失したかつぱくんカードを発見した場合、会員は発見したかつぱくんカードを遅滞なく運営者に返還しなければなりません。

(かつぱくんカード再貸与費用)

第19条 会員は、第17条第1項及び前条第4項の規定により新たなかつぱくんカードの貸与を受ける場合、費用として運営者に500円を支払うものとします。

2 運営者は、理由の如何を問わず、支払われた費用は返金しないものとします。

(かつぱくんカードの交換)

第20条 運営者は、会員に貸与したかつぱくんカードが利用できないことが判明した場合、その理由が当該かつぱくんカードの不良その他運営者が特に認める場合にあっては、当該カードと引き換えに新たなかつぱくんカードと交換するものとします。

2 前項の規定により新たなかつぱくんカードと交換された場合、交換前のかつぱくんカード内の残高（電子マネー及びポイント）は、新たなかつぱくんカードに引き継がれるものとします。

(会員資格の譲渡の禁止等)

第21条 会員は、会員資格を第三者に譲渡又は貸与することはできません。

2 会員は、会員資格に質権、譲渡担保権その他の権利を設定することはできません。

(変更の届出)

第22条 会員は、第6条の利用申込書の内容に変更があった場合は、速やかに運営者所定の手続を行わなければなりません。

(異議の申立て)

第23条 会員は、かつぱくんカードサービスの利用に関し、その利用した日から60日以内に、運営者に対して異議を申し立てることができます。

(禁止事項)

第24条 会員は、かつぱくんカードサービスの利用に当たり、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- かつぱくんカードを偽造若しくは変造する行為又は不正に作成されたかつぱくんカードを使用する行為
- かつぱくんカードを第三者へ貸与又は譲渡する行為
- 他の会員又は運営者に迷惑、不利益又は損害を与える行為
- 他の会員又は運営者に対して差別又は誹謗中傷する行為
- 他の会員又は運営者の名誉又は信用を毀損する行為
- 運営者又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為
- 運営者又は第三者にならずます行為
- かつぱくんカードサービスの運用に支障を与える行為
- その他法令又は公序良俗に違反する行為

- 前各号のいずれかの行為を援助又は助長する行為
- 11 前各号のいずれかの行為をする恐れがある行為

## 第4章 運営

### （かっぱくんカードサービス内容の変更等）

第25条 運営者は、事前に会員に通知することなく、かっぱくんカードサービスの内容又は名称を変更することがあります。

2 運営者は、かっぱくんカードサービスの提供に関して個別に規定を設けることができ、その個別の規定に基づき個別の料金を会員に求めることができます。

### （かっぱくんカードサービスの一時停止）

第26条 運営者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に会員に通知することなくかっぱくんカードサービスを一時停止することができます。

（1） 設備の点検、保守又は改修を緊急に行う場合

（2） 天災、火災、停電その他の事由によりかっぱくんカードサービスの提供ができなくなった場合

（3） 運用上又は技術上の理由によりかっぱくんカードサービスの一時的な中断が必要であると運営者が判断した場合

（4） モーターボート競走の中止又は順延によりサービスの提供ができなくなった場合

### （かっぱくんカードサービスの終了）

第27条 運営者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員に対し事前に所定の方法で周知することにより、かっぱくんカードサービスを全面的に終了することができるものとします。

（1） 社会情勢の変化

（2） 法令の改廃

（3） その他やむを得ない事情

2 前項の場合、会員は運営者の定める方法により、かっぱくんカード内の残高（電子マネーに限る）の払い戻しを運営者に求めることができるものとします。

### （免責）

第28条 運営者は、次の各号に掲げる場合は、運営者の故意又は重過失に基づく場合を除き、一切の責任を負いません。

（1） 第18条第4項の規定により新たなかっぱくんカードの貸与を受けることになった事由の如何にかかわらず、第三者がかっぱくんカードを用いて行った行為により、会員又はその第三者以外の者に損害を与えた場合

（2） 第26条の規定によるかっぱくんカードサービスの一時的な中断により、会員に損害が生じた場合

（3） かっぱくんカードサービスの提供により、会員又は第三者に損害が生じた場合

（4） かっぱくんカードサービスを利用したこと又はかっぱくんカードサービスを利用できなかったことにより、会員に損害が生じた場合

（5） 第三者による特典の不正な受け取り、配送遅延、紛失又は盗難により、会員に損害が生じた場合

（6） 前各号に定めるもののほか、会員がこの規約に違反したことにより、会員又は第三者に損害が生じた場合

### （かっぱくんカードサービスの記録及び閲覧）

第29条 運営者は、会員のかっぱくんカードサービスのうち、キャッシュレス投票に係る記録については、当該キャッシュレス投票の行われた日から60日間保存します。ただし、第23条の規定により異議の申立てがなされたキャッシュレス投票に係る記録については、60日間を超えて必要と認める期間保存します。

2 運営者は、会員のかっぱくんカードサービスのうち、第40条から第42条までに規定する付与されたポイントに関するサービスに係る記録については、当該サービスが利用された日から1年間保存します。

3 会員は、前2項に規定する期間中、自己のかっぱくんカードサービスの利用記録を閲覧することができます。

### （見不到達措置）

第30条 運営者は、この規約の規定により会員へ送付した通知が到達しなかった場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## 第5章 電子マネーサービス

### （チャージ）

第31条 会員は、当場内のチャージ精算機でチャージできます。

2 前項の規定によるチャージは、10円を単位とします。

### （舟券の購入）

第32条 会員は、キャッシュレス投票端末機でかっぱくんカードの認証を受けた場合は、キャッシュレス投票による舟券の購入（以下「舟券の購入」という。）をすることができます。

2 舟券の購入は、100円を単位とし、当該会員のかっぱくんカード内の電子マネーの残高を限度とします。

### （売買契約の成立等）

第33条 舟券の購入の申し込みは、キャッシュレス投票端末機において、会員が購入する舟券の内容を確認した旨を通知することにより行うことができます。

2 舟券の購入に係る売買契約は、キャッシュレス投票端末機において、前項の規定による申し込みを承諾した旨が表示されたときに成立します。

3 会員は、前項により成立した売買契約の解除又は変更をすることができません。

4 運営者は、会員に代わって、発売した舟券並びに当該舟券に係る払戻金及び返還金を受領します。

5 前項の規定により運営者が会員に代わって受領した払戻金及び返還金は、直ちに当該払戻金及び返還金に相当する額から当該舟券の購入金額を差し引いた額を当該会員の電子マネーとして設定するものとします。

（その他電子マネーの利用について）

第34条 会員は、運営者が電子マネーを利用できると認めたサービスの決済においても、電子マネーを利用することができます。この場合においては、運営者が定める方法によってかっぱくんカードの認証ができた会員に限り利用することができます、サービスの利用と同時に契約が成立することになります。なお、サービスの開始時期等については運営者が決定し、運営者所定の方法により会員に通知します。

### （電子マネー残高の確認）

第35条 会員は、チャージ精算機又はキャッシュレス投票端末機で電子マネー残高を確認することができます。

### （電子マネーの合算）

第36条 会員は、かっぱくんカードに設定又は積増しされた電子マネーを他の会員のかっぱくんカードへ移転することはできません。

### （電子マネーの精算）

第37条 会員は、カードの暗証番号を入力することにより、チャージ精算機で、電子マネーの額を現金で精算することができます。ただし、会員資格を喪失している場合は、別途運営者が定める方法により精算することができます。

### （電子マネーの精算期限）

第38条 電子マネーの精算期限は、第9条及び第10条の規定に準じます。

### （電子マネーの失効）

第39条 電子マネーは、民法（明治29年法律第89号）第167条の規定により、かっぱくんカードサービスを最後に利用した日の翌日から起算して10年を経過した場合は、失効します。

## 第6章 ポイントサービス

### （ポイントの付与）

第40条 会員は、次の各号に掲げる場合にかっぱくんカードを利用したときは、運営者が付与するポイントを取得することができます。

（1） 舟券の購入をした場合（ただし、その舟券の投票が無効となった場合を除く。）

（2） 前号に定めるもののほか、運営者が指定するサービスを利用した場合

2 前項の規定によるポイントの付与の比率その他ポイント付与の条件は、運営者が決定し、運営者所定の方法により会員に通知します。

### （ポイント交換等）

第41条 会員は、運営者が指定する場所における引渡しの方法により、取得したポイントを特典と交換することができます。

2 前項の規定によるポイントの交換の比率、期間その他ポイント交換の条件は、運営者が別に定めるところによります。

### （ポイントの換金）

第42条 会員は、運営者に申し出て運営者所定の手続きを経ることにより、取得したポイントを電子マネーと交換することができます。

2 前項の規定によるポイントの換金の比率その他ポイント換金の条件は、運営者が決定し、運営者所定の方法により会員に通知します。

### （ポイントの取消等）

第43条 運営者は、会員がこの規約に違反した場合は、事前に会員に通知又は催告することなく次の各号に掲げる措置を講じることができます。

（1） ポイントの全部又は一部の取り消し

（2） ポイントの取得又は利用の停止

### （ポイントの有効期限）

第44条 ポイントの有効期限は、その取得の日から1年後の月末までとします。

### （ポイントの失効）

第45条 前条の規定にかかわらず、会員資格を喪失した場合は、直ちにポイントに関する一切の権利を失います。

### （ポイントの制限事項）

第46条 会員は、次の各号に掲げる事項を行うことができません。

（1） 他の会員又は第三者へのポイントの譲渡

（2） 他の会員が所有するポイントとの合算

（3） 第41条によるポイントの交換を終えた後の当該ポイント交換の取り消し

（4） 第42条によるポイントの換金を終えた後の当該ポイント換金の取り消し

## 第7章 個人情報

### （個人情報の保護及び管理）

第47条 会員は、運営者が必要な保護措置を行った上で、次の各号に掲げる会員の個人情報をこの規約に基づき取り扱うことに同意します。

（1） 暗証番号

（2） 前号に定めるもののほか、入会手続き及び退会手続きに際して会員等が提出した書類に記載された事項

### （個人情報の利用目的）

第48条 運営者は、会員の個人情報を次の各号に掲げる利用目的を達成するために必要な範囲で利用します。

（1） かっぱくんカードの発行

（2） 各種サービスの提供

（3） 各種サービス、特典、キャンペーンその他の事項の案内

（4） アンケート調査の実施及びアンケート調査の協力に対する謝礼の贈呈

（5） 懸賞の抽選、懸賞当選の通知及び賞品の発送

（6） 会員からの問い合わせ、要望その他の事項への回答又は対応

（7） 個人情報の取り扱いに関する会員の同意を得るための書類若しくは電子メールの送付又は電話連絡

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運営者は、個人情報を取り扱うことができます。

（1） 法令に基づく場合

（2） 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、会員等の同意を得ることが困難な場合

（3） 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、会員等の同意を得ることが困難な場合

（4） 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、会員等の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

### （個人情報の開示、訂正及び削除）

第49条 会員は、運営者所定の方法により、運営者に対して、運営者が保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。運営者が保有する個人情報の内容が万一不正確又は誤りであることが判明した場合は、運営者は、速やかに訂正又は削除に応じます。

### （委託先への提供）

第50条 運営者は、次に掲げる業務を委託する場合は、個人情報をその委託する第三者に提供します。

（1） 個人情報のデータの入力に関する業務

（2） 各種案内若しくは書類の送付又は特典若しくは賞品の発送に関する業務

（3） 個人情報が保存されている電子計算機の保守に関する業務

（4） その他運営者が必要であると認めた運営に関する業務

### （保存期間）

第51条 運営者は、次に掲げる方の個人情報については、当該各号に定める日から1年間保存します。

（1） 入会を希望する方 入会を断った日

（2） 会員 会員資格を喪失した日

2 運営者は、前項の期間が経過した場合は、個人情報の廃棄又は消去をします。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならない場合は、この限りではありません。

## 第8章 雑則

### （管轄裁判所）

第52条 会員と運営者との間で生じた問題が解決しない場合は、福岡地方裁判所小倉支部を第一審の管轄裁判所とします。

付 則

付 則

この規約は、令和元年12月16日から施行します。

付 則

この規約は、令和6年11月1日から施行します。